

宮古地区広域行政組合告示第6号

組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の指名基準を次のように定める。

平成22年4月1日

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本 正徳

組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の指名基準
(趣旨)

第1 組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の指名については、組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成22年宮古地区広域行政組合告示第5号)に定めるもののほか、この指名基準により行うものとする。

(指名の基準)

第2 入札参加者の指名は、関係団体資格規程において定められている業種別区分及び等級別区分若しくは発注標準(以下「業種区分等」という。)に適合する者の中から、次の各号のとおり行うものとする。ただし、関係団体において指名停止措置を受けている者を指名しないものとする。

(1) 工事設計額が1,500万円を超える組合営建設工事については、宮古地区広域行政組合工事請負業者指名委員会の意見を聴いて行うこと。

(2) 工事設計額が1,500万円以下の組合営建設工事については、原則として、当該建設工事の施工場所を管轄する関係団体の資格者名簿のうち、当該関係団体の業種区分等に適合する者の中から行うこと。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。